

**愛知県地球温暖化対策推進条例 体系図**  
 <平成30年10月19日公布・施行（一部を除く）>

第1章 総則		
目的（第1条）・定義（第2条）		
県（第3条） の責務	事業者（第4条） の責務	県民（第5条） の責務

第2章 地球温暖化対策の推進に関する計画
地球温暖化対策の推進に関する計画（第6条）

第3章 地球温暖化対策の推進
----------------

【第1節】 事業活動における 地球温暖化対策				
事業活動におけるエネルギーの使用の合理化等（第7条）	地球温暖化対策計画書の作成等（第8条）	地球温暖化対策実施状況書の作成等（第9条）	地球温暖化対策計画書等に係る評価及び公表（第10条）	地球温暖化対策計画書等に係る助言（第11条）

【第2節】 日常生活における 地球温暖化対策	
生活様式の見直し（第12条）	電気機器を購入しようとする者に対する説明（第13条）

【第3節】 その他の地球温暖化対策 及び関連する取組										
公共交通機関の利用の促進等（第14条）	次世代自動車の普及の促進（第15条）	まちづくりの推進に関する支援（第16条）	再生可能エネルギー等の優先的な使用（第17条）	森林の整備及び保全の推進等（第18条）	啓発等及び人材の育成（第19条）	先導的な技術の研究開発の推進等（第20条）	気候変動への適応に資する取組の推進等（第21条）			

地球温暖化対策計画書制度  
 （平成31年4月1日施行）

第4章 雑則
適用除外（第22条）